

熊本県公報

第 1 1 7 1 2 号
平成 20 年 6 月 27 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○都市計画法に基づく区域指定	(建築課) 1
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問看護)	(高齢者支援総室) 4
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問看護)	(") 4
○指定居宅サービス事業所の指定(通所介護)	(") 5
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防通所介護)	(") 5
○漁船保険義務加入の同意の承認	(団体支援総室) 5
公 告	
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 5
○土地改良区の定款変更認可	(") 5
○ " "	(") 6
○開発行為工事完了公告	(建築課) 6
○県有財産の売却	(管財課) 6
○土地改良区役員の退任及び就任	(農村計画・技術管理課) 7
○開発行為工事完了公告	(建築課) 7
○土地改良事業施行の適否決定	(農村計画・技術管理課) 7
○開発行為工事完了公告	(建築課) 8
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 8
登 載 依 頼	
○平成 20 年度第 1 回熊本県公益認定等審議会の開催	(私学文書課) 8
○第 32 回熊本県地方港湾審議会の開催	(港湾課) 9
○平成 20 年度第 1 回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催	(土木技術管理室) 9

告 示

熊本県告示第 598 号

熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例(平成 15 年熊本県条例第 31 号)第 4 条第 1 項の規定により、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 34 条第 11 号に規定する条例で指定する土地の区域を指定したので、同条例第 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 (1) 区域の名称
合志市上生地区
- (2) 区域の範囲
合志市上生の一部(次の図において区域界線により区切られる区域に限る。)
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 2 (1) 区域の名称
合志市野々島地区
- (2) 区域の範囲
合志市野々島の一部(次の図において区域界線により区切られる区域(砂防法(明治 30 年法律第 29 号)第 2 条の規定により指定された土地の区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 6 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域を除く。)に限る。)
〔次の図〕は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 3 (1) 区域の名称
合志市中央地区
- (2) 区域の範囲
合志市御代志の一部、合生の一部、須屋の一部、野々島の一部、栄の一部及び豊岡の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 4 (1) 区域の名称
合志市黒松地区
- (2) 区域の範囲
合志市合生の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 5 (1) 区域の名称
合志市新開地区
- (2) 区域の範囲
合志市須屋の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 6 (1) 区域の名称
合志市原口地区
- (2) 区域の範囲
合志市栄の一部、豊岡の一部、上庄の一部及び幾久富の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 7 (1) 区域の名称
合志市竹迫地区
- (2) 区域の範囲
合志市福原の一部、竹迫の一部及び幾久富の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 8 (1) 区域の名称
合志市福原地区
- (2) 区域の範囲
合志市福原の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日

- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 9 (1) 区域の名称
合志市上群地区
- (2) 区域の範囲
合志市豊岡の一部及び幾久富の一部（次の図において区域界線により区切られる区域（砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域を除く。）に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 10 (1) 区域の名称
合志市豊岡地区
- (2) 区域の範囲
合志市豊岡の一部及び栄の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 11 (1) 区域の名称
合志市みずき台地区
- (2) 区域の範囲
合志市須屋の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 12 (1) 区域の名称
合志市上庄地区
- (2) 区域の範囲
合志市幾久富の一部、上庄の一部及び豊岡の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 13 (1) 区域の名称
合志市高木地区
- (2) 区域の範囲
合志市合生の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 14 (1) 区域の名称
合志市弘生地区
- (2) 区域の範囲
合志市合生の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成20年6月16日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 15 (1) 区域の名称
合志市後川辺地区

- (2) 区域の範囲
合志市栄の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 16 (1) 区域の名称
合志市下群地区
- (2) 区域の範囲
合志市豊岡の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 17 (1) 区域の名称
合志市日向地区
- (2) 区域の範囲
合志市竹迫の一部及び幾久富の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課
- 18 (1) 区域の名称
合志市大摩原地区
- (2) 区域の範囲
合志市豊岡の一部（次の図において区域界線により区切られる区域に限る。）
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) 指定を行った期日
平成 20 年 6 月 16 日
- (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所
熊本県土木部建築課及び熊本県菊池地域振興局土木部並びに合志市都市計画課

熊本県告示第 599 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
朝日野訪問看護ステーション 熊本市室園町 407 番地 1 コーポ五光 101 号室	医療法人朝日野会	平成 20 年 7 月 1 日

熊本県告示第 600 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防訪問看護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
朝日野訪問看護ステーション 熊本市室園町 407 番地 1 コーポ五光 101 号室	医療法人朝日野会	平成 20 年 7 月 1 日

熊本県告示第 601 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リラックスデイサービス 菊池市大琳寺 292 番地 13	株式会社 river	平成 20 年 6 月 20 日

熊本県告示第 602 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
リラックスデイサービス 菊池市大琳寺 292 番地 13	株式会社 river	平成 20 年 6 月 20 日

熊本県告示第 603 号

漁船損害等補償法（昭和 27 年法律第 28 号。以下「法」という。）第 112 条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和 27 年農林省令第 18 号。以下「省令」という。）第 26 条の 2 の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 112 条第 1 項に規定する同意があったものと認める。

なお、平成 16 年 6 月 28 日熊本県告示第 692 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、法第 113 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 20 年 6 月 27 日限りで消滅するので、同条第 2 項及び省令第 26 条の 3 の規定により公示する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

芦北加入区

公 告**熊本県公告第 473 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営南尾迫地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 縦覧に供する書類の名称
県営南尾迫地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
平成 20 年 6 月 30 日から平成 20 年 7 月 28 日まで
- 縦覧場所
熊本市役所
植木町役場

熊本県公告第 474 号

天草市に事務所を置く羊角湾土地改良区理事長池田裕之から平成 20 年 5 月 21 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 6 月 18 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 475 号

合志市に事務所を置く合志町土地改良区理事長秋吉不二雄から平成 20 年 4 月 24 日付けで申請のあった定款変更については、平成 20 年 6 月 18 日付けで認可したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 3 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 476 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
八代市高島町字七番割 4329 番、同 4330 番 1 及び同 4330 番 2 の一部
3,430.47 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
八代市千反町二丁目 2 号 3 番地
柿本 始

熊本県公告第 477 号

県有財産を次のとおり売却する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 物件の表示
玉名市中字差原 2050 番 1
宅地 976.44 平方メートル
最低売却価格 13,900,000 円
- 2 入札期日 平成 20 年 7 月 30 日（水）午前 10 時 30 分
- 3 入札場所 玉名市岩崎 1004-1
熊本県玉名総合庁舎 4 階 大会議室
- 4 入札保証金
入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 5 以上の金額を納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県に帰属する。
- 5 開札期日 入札終了後即時
- 6 契約保証金
契約しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を契約と同時に納付するものとする。この場合において、納付は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。
- 7 入札参加資格
次の各号のいずれかに該当する者は、この入札に参加できない。
(1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
(2) 破産者で復権を得ない者
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後 2 年を経過していないもの
- 8 入札参加申込書
入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。
提出方法 持参又は郵送による
提出期限 平成 20 年 7 月 28 日（月）午後 5 時
（郵送の場合は提出期限までに必着）
提出先 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県総務部管財課
- 9 入札に参加しようとする者は、8 の入札参加申込書のほか、次に掲げる書類を提出しなければならない。
(1) 個人の場合 印鑑証明書
(2) 法人の場合 印鑑証明書
(3) 代理人が参加する場合 (1) または (2) に掲げる書類及び委任状
- 10 その他
(1) 契約締結期限 平成 20 年 8 月 12 日（火）午後 5 時
(2) 売買代金納入期限 契約書により指定する。
(3) 契約締結場所 熊本県が指定する場所
(4) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令、熊本県財産条例（昭和 39 年熊本県条例第 23 号）、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）等を承知のうえ、入札するものとする。

(5) 問い合わせ先
熊本県総務部管財課 (電話 096-333-2122)

熊本県公告第 478 号

菊池市に事務所を置く菊池市土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 18 条第 17 項の規定により公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

役職名	氏名	住所
退任		
理事	福村 三男	菊池市隈府 473 番地 31
理事	赤星 廣志	菊池市原 4213 番地 1
理事	本田 勇輝	菊池市豊間 688 番地
理事	池邊 充則	菊池市雪野 1797 番地
理事	東 貞夫	菊池市下河原 4775 番地
理事	小堀 利弘	菊池市片角 307 番地 1
理事	櫛川 治士	菊池市野間口 762 番地
理事	稲田 光一	菊池市赤星 950 番地
理事	後藤 博己	菊池市出田 2565 番地
監事	後藤 利明	菊池市大琳寺 357 番地
監事	高山 則男	菊池市重味 103 番地
監事	渡邊 壽文	菊池市四町分 1446 番地
就任		
理事	福村 三男	菊池市隈府 473 番地 31
理事	東 貞夫	菊池市下河原 4775 番地
理事	有田 正文	菊池市原 791 番地
理事	小田 一光	菊池市豊間 1169 番地
理事	池邊 國章	菊池市雪野 1802 番地
理事	小堀 利弘	菊池市片角 307 番地 1
理事	野村 武雄	菊池市長田 382 番地
理事	永田正一郎	菊池市今 739 番地
理事	出口 浩一	菊池市広瀬 125 番地
監事	櫛川 治士	菊池市野間口 762 番地
監事	丸山 利明	菊池市原 4703 番地
監事	城 泰徳	菊池市重味 425 番地 4

熊本県公告第 479 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町美咲野一丁目 2274 番 1 及び同 2274 番 2 の一部
4,699.64 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字大津 2171 番地
本田 久夫
鹿本郡植木町大字轟 1127 番地
松永 秀男

熊本県公告第 480 号

水川町長 浜田洋から協議のあった島地地区土地改良事業(農業用排水施設)の施行については、平成 20 年 6 月 18 日付けで適当と決定したので、土地改良法(昭和 24 年法律

第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

利害関係人でこの決定の異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
島地地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 6 月 27 日から平成 20 年 7 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
氷川町役場

熊本県公告第 481 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の許可に係る開発行為が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
（2-3 工区）
下益城郡城南町大字舞原字今原 1189 番 1 の一部、同 1194 番 1 の一部、同 1207 番 1 の一部及び同 1227 番 1 の一部
42,609.07 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
愛知県刈谷市朝日町二丁目 1 番地
アイシン精機株式会社

熊本県公告第 482 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 20 年 6 月 27 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営南尾迫地区土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 20 年 6 月 30 日から平成 20 年 7 月 28 日まで
- 3 縦覧場所
熊本市役所
植木町役場

登載依頼

熊本県公益認定等審議会公告第 1 号

平成 20 年度第 1 回熊本県公益認定等審議会を次のとおり開催する。

平成 20 年 6 月 27 日提出

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成 20 年 7 月 4 日（金）
午前 9 時 30 分から正午まで
- 2 開催会場
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 13 階展望会議室
- 3 主な議題
 - (1) 会長の選任及び会長による会長代理の指名
 - (2) 審議会の運営について
 - ・ 熊本県公益認定等審議会運営要領について
 - ・ 熊本県公益認定等審議会傍聴要領について
 - (3) 報告事項等
 - ・ 新公益法人制度改革について
 - ・ 公益認定等ガイドラインについて

- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴人は事務局の指示に従い、審議会の開催会場に入ることができる。
(2) 傍聴の受付は、開催会場前において開催予定時刻の30分前から行い、傍聴人の定員を満了した時点又は開催予定時刻になった時点で終了する。
(3) 傍聴人の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により決定する。
- 6 問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県総務部私学文書課法制・公益法人室（電話 096-333-2066）

熊本県地方港湾審議会公告第1号

第32回熊本県地方港湾審議会の会議を、次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成20年6月27日

熊本県地方港湾審議会

- 1 開催日時
平成20年7月1日（火）
午前8時45分から（三角港、本渡港視察：午前8時45分～午後3時00分）
（会議）：午後3時30分～午後5時00分
- 2 開催場所
（三角港視察）
熊本県宇城市三角町三角浦
（本渡港視察）
熊本県天草市本渡町広瀬字大矢崎
（会議）
熊本県熊本市水前寺公園28-51
熊本テルサ3階「たい樹」
- 3 議題
本渡港港湾計画の軽易な変更
三角港臨港地区の指定
- 4 傍聴者の定員
20人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 お問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県地方港湾審議会事務局（熊本県土木部港湾課）
（電話 096-333-2514）

熊本県公共事業再評価監視委員会公告第1号

平成20年度第1回熊本県公共事業再評価監視委員会を次のとおり開催する。

なお、当該委員会の傍聴手続は、次のとおり。

平成20年6月27日

熊本県公共事業再評価監視委員会

- 1 開催日時
平成20年7月11日（金）
10時00分から17時00分まで
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館 2階 AV会議室
- 3 議題
(1) 事業施策等の説明
(2) 平成20年度熊本県公共事業再評価対象事業について
(3) 平成20年度熊本県公共事業再評価監視委員会のスケジュールについて
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、委員会の開催予定時刻までに、当該委員会の会場において、委員会の委員長の許可を得た上で、委員会の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 お問い合わせ先
熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県公共事業再評価監視委員会事務局（熊本県土木部土木技術管理室）
電話 096-383-1111 内線 6056 ダイヤルイン 096-333-2490